

労 健 公 告 第 2 号  
令和 8 年 3 月 3 0 日

労働者健康安全機構健康保険組合  
理 事 長 久知良 俊二

議員定数の変更等に係る健康保険組合同規約変更について

標記について、令和 8 年 2 月 2 4 日付け労健発第 2 3 号により関東信越厚生局長あて認可申請を行い、下記のとおり認可を受けましたので、健康保険法施行令第 3 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり公告します。

記

- 1 認可年月日  
令和 8 年 3 月 2 3 日
- 2 認可番号  
関厚発 0 3 2 3 第 3 4 号
- 3 規約の一部変更の内容  
別添「規約変更書」のとおり

## 規約変更書

労働者健康安全機構健康保険組合規約の一部を次のとおり変更する。

### 1 議員定数の変更について

- (1) 第5条中における議員の定数を「26」から「24」に改める。
- (2) 第9条第1項における「各」を削る。
- (3) 第9条第2項に定める別表(2)の第1区の議員数を「3」から「2」に改める。
- (4) 第9条第2項に定める別表(2)における備考を削る。
- (5) 第9条第3項に定める「その者が法第3条第3項又は法31条の規定による被保険者の資格を喪失した日の前日に所属していた事業所の選挙区」を「第2区」に改める。

### 2 組合会の開催月の変更について

- (1) 第16条中「6月」を「7月」に改める。

### 3 準備金の保有方法の変更等について

- (1) 第49条第2項における「第1号」の次に「及び第2号」を加える。
- (2) 第50条中 「(11) そのほか(1)から(8)に類する形態であって、一般的に安全・確実と認められるもの」を削除する。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この規約は令和8年4月1日から施行する。ただし、第5条及び第9条については、次回の選挙から施行する。

(議員に関する経過措置)

第2条 第9条第2項別表(2)の変更にかかわらず、現に議員である者は、新選挙区から選出されたものとみなす。

## 新旧条文対照表

新	旧
<p>労働者健康安全機構健康保険組合規約</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(議員の定数)</p> <p><b>第 5 条</b> この組合の組合会の議員の定数は、<u>24</u>人とする。</p> <p>(互選議員の選挙区及び議員数)</p> <p><b>第 9 条</b> 互選議員の選挙は、<u>各</u>選挙区ごとに行う。</p> <p>2 前項の選挙区及び選挙区ごとに選挙する互選議員の数は、別表(2)のとおりとする。</p> <p>3 法第 3 条第 4 項の規定による被保険者である組合員及び法附則第 3 条の規定による特例退職被保険者の選挙区は、<u>第 2 区</u>とする。</p> <p>4 略</p> <p>(通常組合会)</p> <p><b>第 1 6 条</b> 通常組合会は、毎年2月及び<u>7</u>月に招集することを常例とする。</p>	<p>労働者健康安全機構健康保険組合規約</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(議員の定数)</p> <p><b>第 5 条</b> この組合の組合会の議員の定数は、<u>26</u>人とする。</p> <p>(互選議員の選挙区及び議員数)</p> <p><b>第 9 条</b> 互選議員の選挙は、<u>各</u>選挙区ごとに行う。</p> <p>2 前項の選挙区及び選挙区ごとに選挙する互選議員の数は、別表(2)のとおりとする。</p> <p>3 法第 3 条第 4 項の規定による被保険者である組合員及び法附則第 3 条の規定による特例退職被保険者の選挙区は、<u>その者が法第 3 条第 3 項又は法第 31 条の規定による被保険者の資格を喪失した日の前日に所属していた事業所の選挙区</u>とする。</p> <p>4 略</p> <p>(通常組合会)</p> <p><b>第 1 6 条</b> 通常組合会は、毎年2月及び<u>6</u>月に招集することを常例とする。</p>

## 新旧条文対照表

新	旧
<p>(準備金の保有方法)</p> <p><b>第49条</b></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>2 介護納付金及び子ども・子育て支援納付金に係る準備金は、原則として前項第1号<b>及び第2号</b>の方法によって保有しなければならない。</p> <p>(準備金以外の積立金の保有方法)</p> <p><b>第50条</b> 準備金以外の積立金は、次の各号に掲げる方法により保有しなければならない。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>(準備金の保有方法)</p> <p><b>第49条</b></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>2 介護納付金及び子ども・子育て支援納付金に係る準備金は、原則として前項第1号の方法によって保有しなければならない。</p> <p>(準備金以外の積立金の保有方法)</p> <p><b>第50条</b> 準備金以外の積立金は、次の各号に掲げる方法により保有しなければならない。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p><u>(11) そのほか(1)から(8)に類する形態であって、一般的に安全・確実と認められるもの。</u></p>

## 新旧条文対照表

新			旧		
別表(2) 互選議員の選挙区、選挙区の範囲及び互選議員の数			別表(2) 互選議員の選挙区、選挙区の範囲及び互選議員の数		
選挙区	選挙区の範囲	議員数	選挙区	選挙区の範囲	議員数
第1区	(略) 北海道せき損センター 北海道中央労災病院 釧路労災病院 (略)	2 人	第1区	(略) 北海道せき損センター 北海道中央労災病院 釧路労災病院 (略)	3 人
(削る)			(削る)		
(削る)			(削る)		
<p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p><u>第1条</u> この規約は令和8年4月1日から施行する。ただし、第5条及び第9条については、次回の選挙から施行する。</p> <p><u>(議員に関する経過措置)</u></p> <p><u>第2条</u> 第9条第2項別表(2)の変更にかかわらず、現に議員である者は、新選挙区から選出されたものとみなす。</p>			<p><b>【備考】</b></p> <p><u>1 労災病院、医療リハビリテーションセンター、総合せき損センター(以下「労災病院等」という)に附設されている株式会社オアシスMSCの店舗、施設管理事業所は、それぞれ附設している労災病院等の属する選挙区とする。</u></p> <p><u>2 労災病院に附設されている全国労災病院労働組合の支部保育所は、それぞれ附設している労災病院の属する選挙区とする。</u></p>		